

**ご存じですか？店舗で買ったものは
クーリング・オフ出来ないんです！**



事例

先日スーパーの衣料品コーナーでセーターを購入したが、帰ってからよく見ると気に入らないデザインだった。購入してから8日以内なのでクーリング・オフをしたい。

アドバイス

- クーリング・オフ制度とは訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な勧誘で商品やサービスを契約した場合、後で冷静になって考え直して「やっぱり契約をやめたい」と思った時に一定期間内であれば無条件で申し込みの撤回または契約を解除できる制度です。
- すべての契約にクーリング・オフが出来るわけではなく、法律で指定された取引が対象になります。
- 店舗に行って自分で選んで購入した商品等については、クーリング・オフの適用はないので注意が必要です。
- 店舗によってはレシートを持参すれば返品に応じる場合もありますが、これは店舗の顧客サービスの範疇なので店舗側に法的な責任は無く、店舗ごとに考え方や対応が異なるのでご注意ください。
- また、インターネットショッピングやテレビショッピング等の通信販売もクーリング・オフの適用はないので、購入する前には返品条件と書かれてある項目をよく確認しましょう。
- クーリング・オフについてよくわからない時は、いつでも播磨町消費生活センターまでご相談ください。



何か困ったことがあれば **播磨町消費生活センター**

(079-435-1999)までご相談ください。